

- 環境管理体制の整備と納入部材への環境配慮のお願い -

「グリーン調達」 指針

(お取引先様用)

版 番	第 1 版
発 行	2003 年 10 月 6 日

浜松ホトニクス株式会社

浜松ホトニクス株式会社

「環境基本方針」

弊社は、「浜松ホトニクス株式会社 環境基本方針」を下記のように制定しております。

- 理念 -

浜松ホトニクスは事業活動にあたり、地球環境との調和が人類にとって重要な課題のひとつと認識し、「光技術の研究、応用、普及」をとおして新しいサイエンス、新しい産業の創出、および人類の真の健康を目指し、地球環境の保全に配慮して行動します。

- 方針 -

1. 地球環境の保全活動を推進していくため、有効な全社組織および事業所の環境保全組織を整備して、環境マネジメントシステムを確立する。
2. 事業活動、製品およびサービスが環境に与える影響を把握して、環境保全活動および環境管理の継続的な改善を図る。
3. 環境関連法規制および受入を決めたその他の要求事項を遵守するとともに、必要に応じ自主基準を設定し、環境負荷の低減に取り組む。
4. 環境汚染の予防、省エネルギー、省資源、廃棄物の削減、化学物質の適正管理に取り組む。
5. 環境に関する教育、社内広報活動により、全社員の環境基本方針の理解と、環境に関する意識向上を図る。

この環境基本方針は、社外に公開します。

2002年12月4日

浜松ホトニクス株式会社

「グリーン調達」指針（本文）

1. 目的

本指針は、浜松ホトニクス（株）が「環境基本方針」に掲げる環境に配慮した製品づくりを進めるために「グリーン調達*」を推進し、環境負荷の少ない部品・材料、および包装・梱包材等を優先的に仕入れることを目的に、その基本的な要件を定めたものです。

お取引先様におかれましては、下記項目の推進に努めていただきますようお願い申し上げます。

（*グリーン調達：環境に配慮した活動を行っているお取引先様から環境に配慮された部品・材料や資材等を優先的に調達することをいいます）

2. 適用

本指針は、浜松ホトニクス（株）がお取引先様から納入していただきます弊社製品（商品、OEM*品等を含む）を構成するすべての部品・材料（付属品等を含む）、副資材（はんだ材、接着剤、充填材、洗浄剤等）および包装・梱包材（以下、総称して「納入部材」という）また納入部材の製造工程において使用する物質に適用します。

（*OEM: Original Equipment Manufacturing、完成品の委託生産品、「浜松ホトニクス株式会社」ブランドで販売する製品等）

3. 環境管理体制の整備

お取引先様におかれましては、次項の「環境管理体制の整備」に努めてください。

- （1）ISO14001等の環境マネジメントシステムを構築している。あるいは、第三者認証の取得に向けて準備を進めている。
- （2）ISO14001等の環境マネジメントシステムの認証を取得する予定はないが、以下のような環境保全活動に取り組んでいる。
 - a. 「環境方針」等を設定し、全従業員に周知するとともに開示している。
 - b. 環境管理責任者を任命して環境管理体制を構築し、定期的に環境監査を実施している。
 - c. 環境法規制等を遵守する体制を構築し、維持している。
 - d. 従業員に対して、環境教育を実施している。

4. 納入部材への環境配慮

納入部材は、品質・信頼性、特性・機能、価格、納期、サービス、技術開発力などに加え、次のような環境負荷の低減に配慮されているものを優先的にお取引させていただきます。

- （1）化学物質
 - a. 納入部材は、別途定める「禁止物質」を含有していない。また、製造工程においても「禁止物質」を使用していない。また、それを確実にする品質保証体制を確立している。
 - b. 納入部材は、別途定める「制限物質」「管理物質」の含有量・部位等を適正に管理している。
- （2）法規制等の遵守
 - a. 納入部材は、再生資源ならびにエネルギー等の環境法規制等に適合している。
 - b. 納入部材は、廃棄時において有害化学物質、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染等の発生が少ない。
 - c. 納入部材は、騒音、振動、悪臭等の発生が少ない。
- （3）省エネルギー・省資源・リサイクル
 - a. 納入部材は、再生資源・部品の使用や小型化等により省資源化や省エネルギー化が図られている。
 - b. 納入部材は、リサイクル設計されている。
- （4）包装・梱包
 - a. 納入部材は、その包装材についても上記事項と同様に省資源、リサイクル、減量および化学物質の含有量の削減等が図られている。
- （5）情報提供
 - a. 納入部材は、環境情報が開示されている。

5. その他

本指針は、法規制や社会情勢の動向などにより改訂することがあります。

浜松ホトニクス株式会社
(作成：環境委員会)